

中城村国民健康保険収納対策プラン

令和 7 年 6 月 1 日 改正

1 資格の適正化

- (1) 他保険加入者の把握を行い、資格喪失届の提出を勧奨する。
- (2) 国保を喪失する際の手続き方法等を周知し、加入届や資格喪失届の 14 日以内の届出を勧奨する。
- (3) 郵便の返戻等により生活実態が確認できない被保険者については、居住不明調査を行い、不現住の者は職権消除の手続きを行う。

2 賦課等の適正化

- (1) 所得未申告者への申告勧奨を行い、適正課税を行う。
- (2) 非自発的失業者の保険税軽減措置などの減免制度の周知を行う。

3 収納率の向上対策

- (1) 新規加入者など窓口来庁者へペイジー口座振替受付サービスや、Web 口座振替サービスを利用した口座振替の勧奨を行う。
- (2) 納税者の納付の利便性向上を図るため、コンビニ収納及びスマホ決済について、ホームページ、広報等での周知を行う。
- (3) 電話催告業務の取組みを強化し、納期内未納者に対し早期納付を促す。
- (4) 毎月 1 回の時間外窓口を開設し、日中来庁できない方へ納付相談の機会を設ける。

4 滞納状況の解消

- (1) 納税相談後の履行確認を行い、不履行者については早期に催告を行い滞納金額の減少に努める。
- (2) 調査の結果、生活保護申請が必要な被保険者には、生活保護を含めた社会福祉制度を案内し、申請を促す。
- (3) 滞納者に対する療養費等の現金給付がある場合は、申請時に滞納税への充当を含めた納税相談を行う。
- (4) 自己破産手続開始者、民事再生手続完了者の発見に努め、迅速に不納欠損処理を行う。

5 滞納処分の実施

- (1) 滞納世帯について毅然とした態度で臨み、滞納処分を実施する。
- (2) 生活実態及び、預貯金調査、給与、不動産、国税還付金等の調査を行い、納付世帯の状況に応じた滞納処分を実施する。